

章	1 道路交通の安全	全 機 関
節	1 交通安全思想の普及徹底	
項目	(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
細目	ア 交通安全運動の推進	

[方針・重点等]

府民一人ひとりに交通安全思想の普及徹底を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけるための府民運動を展開する。

[事業計画の概要]

- 1 「交通マナーを高めよう！」府民運動の展開  
大阪府交通対策協議会では、「交通マナーを高めよう！」を合言葉に、関係機関・団体が緊密に連携し、総力を挙げて府民運動を展開する。

(1) 運動の重点

- ・交通死亡事故の防止
- ・めいわく駐車・放置自転車の追放
- ・公共交通の利用促進

(2) 府内一斉交通安全指導日

- ・ミニバイク・自動二輪車・自転車の安全指導日 毎月8日
- ・近畿交通安全デー・交通安全家庭の日 毎月15日
- ・高齢者交通事故ゼロの日 毎月15日
- ・シートベルト着用徹底の日 毎月15日
- ・ノーマイカーデー（めいわく駐車・放置自転車追放デー）毎月20日  
（3月・12月は21日、9月は23日）

(3) 全国統一行事

- ・交通事故死ゼロを目指す日 4月10日、9月30日
- ・シートベルトの日 4月10日
- ・バイクの日 8月19日

(4) 主要行事計画

- ・春の全国交通安全運動 4月6日～4月15日
- ・夏の交通事故防止運動 7月1日～7月31日
- ・秋の全国交通安全運動 9月21日～9月30日
- ・踏切事故防止キャンペーン 11月1日～11月10日
- ・自転車マナーアップ強化月間 11月1日～11月30日
- ・年末の交通事故防止運動 12月1日～12月31日

## 2 横断歩道ハンドサイン運動の推進

主として、信号機が設置されていない横断歩道上における歩行者の安全確保を目的として、3E（交通安全教育・広報啓発活動、交通指導取締り、道路交通環境の整備）の原則に基づく総合的な対策を、府民運動として推進する。

### (1) 交通安全教育・広報啓発活動

- ・ 車両の運転者に対し、横断歩道における歩行者優先の徹底を図るとともに、前方に横断歩道があることを示す指示標示（いわゆるダイヤモンド）について周知を図る。
- ・ 歩行者の横断時におけるハンドサイン（横断歩道手前において、歩行者が横断する意思を明確にするため、車両等の運転者に対し、手で合図を送ることをいう。）の広報啓発活動を推進する。

### (2) 交通指導取締り

横断歩道における歩行者の優先を徹底するため、信号機設置の有無にかかわらず、横断歩行者等妨害等の取締りを実施する。

### (3) 交通道路環境の整備

交通事故の発生状況や住民からの要望等を踏まえ、横断歩道における法定外表示及び法定外看板の設置を推進する。

## 3 家庭、地域、職域における自主的な交通安全実践活動の推進

(1) 各種交通安全運動の機会等をとらえて、「我が家の交通安全目標」の設定を促進し、「交通安全は家庭から」の普及浸透を図る。

(2) 地域における各種住民組織との連携、交通安全リーダーの養成などにより地域住民の交通安全意識の高揚につながるような交通安全大会、交通安全パトロール等の交通安全行事を地域ぐるみで展開する。

(3) 安全運転管理者組織に働きかけて、事業所単位によるシートベルトの正しい着用の推進等事業所ぐるみによる自主的な交通安全実践活動を促進し、安全運転管理の強化を図る。

## 4 表彰制度の効果的な運用による交通安全意識の高揚

交通安全思想の普及啓発活動等に功績のあった個人、団体、事業所のほか、安全運転に努め、運転者の模範となった自動車運転者等に対する表彰制度を効果的に運用し、交通安全についての認識を深めさせるとともに、交通安全活動の実践と参加を促進する。

(1) 優良自動車運転者表彰（大阪府警察本部：令和元年度）

573人

(2) 交通安全功労者表彰（大阪府交通対策協議会：令和元年度）

7人

章	1 道路交通の安全	全 機 関
節	1 交通安全思想の普及徹底	
項目	(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
細目	イ 自転車の安全利用の推進	

〔方針・重点等〕

平成28年4月に「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を施行し、自転車に係る交通安全を確保し、かつ、自転車を適正に利用することを促進するための必要事項を定めた。

これらを受けて、自転車の交通に係る事故の防止及び被害者保護を図るため、府民に対して関係機関・団体等と連携しながら、交通ルールの遵守・マナーの向上や交通安全教育の充実、自転車の安全利用、自転車保険の加入義務化の促進を図るとともに、11月を「自転車マナーアップ強化月間」とし、自転車の安全利用の推進に向けた広報啓発活動を展開する。

〔事業計画の概要〕

1 自転車安全利用に関する意識啓発

自治体、道路管理者、警察、教育委員会（学校）、事業所など、それぞれの役割に応じた取組みを強化する。

2 自転車指導啓発重点地域の設定及び見直し

現在、警察が自転車指導啓発重点地区・路線を設定し、集中的に街頭指導活動を実施しているところであるが、今後、地域の実情をよく知る市町村との連携を強化し、効果的な街頭指導、広報啓発及び見直しを実施する。

3 学生・若年層に対する交通安全教育

これまで、段階的かつ体系的な交通安全教育を推進しているところであるが、特に中高生を対象として、参加・体験・実践型の効果的な教育技法を活用した自転車安全教育の拡充を図るとともに、警察等が提供している交通安全教育資料を活用するなど、効果的かつ最新の情報に基づいた交通安全教育を実施する。

4 企業等における交通安全教育

自転車通勤や業務で自転車を使用している企業を中心に、事業主が、企業内において従業員に対し交通安全教育を実施するよう働きかけを行う。

また、自転車の安全利用に特に積極的に取り組んでいる企業等を警察が「自転車安全利用推進優良企業」と認定する制度を充実することで、企業単位での安全利用に努める社会的機運の更なる醸成を図る。

5 成人層・高齢者に対する交通安全教育及び安全利用情報の提供

成人層・高齢者に対して、行政機関の窓口業務、自治会等の集会等、あらゆる機会を活用した自転車安全教育の実施や安全利用情報の提供を推進するとともに、提供情報の工夫、改善にも取り組む。

## 6 乗車用ヘルメット着用の推進

平成20年6月に道路交通法が改正され、児童又は幼児の保護者に対し、幼児を自転車用乗車装置に乗せるとき及び児童又は幼児が自転車を運転するときは、乗車用ヘルメットを着用させることが努力義務化された。

また、高齢者に対しても、平成28年4月施行の「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、自転車利用時は乗車用ヘルメットを着用することが努力義務化された。引き続き関係機関の連携のもと、ヘルメット着用の普及促進に努めていく。

## 7 自転車運転者講習制度の周知

平成27年6月に道路交通法が改正され、危険な違反行為を繰り返した自転車運転者に講習の受講を義務付ける制度が新設された。

受講命令に従わない違反者には5万円の罰金が科されることとなっており、引き続き本制度についての周知と適切な運用を行うことで、自転車運転者に対する安全意識の向上を図っていく。

## 8 自転車安全教室実施状況（令和元年中）

区分	幼児	小学生	中学生	高校生	高齢者	その他	合計
回数	37	1,068	209	116	591	615	2,636
人数	3,297	141,221	53,415	38,788	32,056	57,376	326,153

## 9 その他、令和元年度における取組み

- ①自転車総合対策の推進
- ②自転車マナーアップ運動の実施
- ③スクエアード・ストレイト方式による自転車安全教室の実施
- ④第54回交通安全子供自転車大阪府大会の開催
- ⑤第15回交通安全高齢者自転車大会の開催

章	1 道路交通の安全	全 機 関
節	1 交通安全思想の普及徹底	
項目	(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
細目	ウ 全ての座席におけるシートベルト着用の徹底 エ チャイルドシートの正しい使用の徹底	
<p>ウ 全ての座席におけるシートベルト着用の徹底</p> <p>[方針・重点等] シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について府民の理解を求め、後部座席を含めた着用の徹底を図るため、あらゆる機会・媒体を通じて、普及啓発活動を推進する。</p> <p>[事業計画の概要] 1 春・秋の全国交通安全運動をはじめとした各種の運動を通じて、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用の徹底についてのキャンペーン、街頭指導等啓発活動を展開する。 2 各種講習会や各種広報媒体を活用して、使用効果とその正しい着用方法についての広報啓発を徹底する。 3 関係機関・団体、企業等の責任者、安全運転管理者等に対する働きかけを強化し、事業所ぐるみによる取組みを促進する。</p>		
<p>エ チャイルドシートの正しい使用の徹底</p> <p>[方針・重点等] 幼稚園、保育所、認定こども園、病院等と連携し、保護者に対するチャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法についての広報啓発・指導を徹底する。</p> <p>[事業計画の概要] 1 春・秋の全国交通安全運動をはじめとした各種の運動を通じて、チャイルドシートの使用の効果及び正しい使用方法についてのキャンペーン、街頭指導等啓発活動を展開する。 2 各種講習会や広報媒体を活用して、使用効果とその正しい使用方法についての広報啓発を徹底する。</p>		

章	1 道路交通の安全	全 機 関
節	1 交通安全思想の普及徹底	
項目	(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
細目	オ 反射材用品の普及促進	
<p>〔方針・重点等〕</p> <p>反射材用品は、夜間における歩行者及び自転車利用者の交通事故防止に効果があることから、高齢者を中心として、反射材用品の視認効果、使用方法等について参加・体験・実践型の交通安全教育等を実施するとともに、各種広報媒体を活用した広報啓発活動、普及に向けた取組みを強化する。</p> <p>〔事業計画の概要〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 街頭啓発活動・キャンペーンの実施 関係機関・団体等と連携して、街頭啓発活動やキャンペーンを実施する。 特に、高齢者を中心に、再帰性反射機能（光が光源方向に反射する特性）を持つ素材が生地に織り込まれた「リフレクターウェア」の着用促進を図るなど、より効果的な普及に向けた取組みを強化する。</li> <li>2 参加・体験・実践型の交通安全教育の実施 関係機関・団体等と密接に連携し、反射材用品の視認効果、使用方法等について参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。</li> <li>3 普及に向けた取組 関係機関・団体等と連携しながら、各種広報媒体を活用した広報啓発活動、普及に向けた取組みを強化する。</li> </ol>		

章	1 道路交通の安全	全 機 関
節	1 交通安全思想の普及徹底	
項目	(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
細目	カ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立	
<p>[方針・重点等]</p> <p>飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発活動を引き続き推進するとともに、交通ボランティアや安全運転管理者、酒類製造販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携してハンドルキーパー運動の普及啓発に努めるなど、地域、職域等における飲酒運転根絶の取組みを更に進め、「飲酒運転をしない、させない」という府民の規範意識の確立を図る。</p> <p>[事業計画の概要]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 規範意識確立に向けた交通安全教育の推進 関係機関・団体等と密接に連携し、飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育を推進する。</li> <li>2 ハンドルキーパー運動の普及に向けた取組 各自治体において、ハンドルキーパー運動推進協議会を設立し、ハンドルキーパー運動の普及に努めるとともに、関係機関・団体等と連携しながら、各種広報媒体を活用した広報啓発活動を強化する。</li> </ol>		

章	1 道路交通の安全	全 機 関
節	1 交通安全思想の普及徹底	
項目	(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
細目	キ 効果的な広報の推進	
<p>〔方針・重点等〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 家庭、学校、地域、職場等それぞれの場に応じた効果的な広報媒体を活用して、日常生活に密着した交通安全広報を推進し、交通安全に対する関心を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの高揚を図る。</li> <li>2 報道機関、民間団体等に対して、交通安全に関する資料・情報を適時適切に提供し、その効果的な活用に努めるとともに、自主的な広報活動を促進する。</li> <li>3 各種交通安全運動の機会をとらえて、交通事故の実態、悲惨さ、重大性等安全意識の高揚につながる広報を展開するとともに、交通安全対策事業の必要性について広報活動を推進する。 特に、めいわく駐車場の追放については、年間を通じたキャンペーン活動を行う。</li> </ol> <p>〔事業計画の概要〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通事故実態を踏まえた交通安全広報の推進 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) リーフレット・チラシ等各種啓発資料の作成・配布</li> <li>(2) 広報紙・機関紙（誌）の活用</li> <li>(3) 道路情報ラジオの活用及び街頭広報・スポット放送の展開</li> <li>(4) ポスター・立看板・横断幕・懸垂幕等の掲出</li> <li>(5) 新聞・ラジオ・回覧板等の家庭向け広報媒体の活用</li> <li>(6) ホームページの活用</li> <li>(7) YouTube・LINE・インスタグラム等のSNSの活用</li> </ol> </li> <li>2 報道機関・民間団体等の自主的な交通安全広報活動の促進 交通事故実態を踏まえ、交通安全に関する資料・情報の提供を積極的に行う。</li> <li>3 広報テーマの設定 各種交通安全行事に対応した広報テーマを設定し、効果的な広報活動を展開する。</li> <li>4 小学生を対象とした広報活動の実施（近畿地方整備局） 地域の小学生を対象に、出前講座を実施し、交通安全に対する意識を高め、交通安全対策事業への意識高揚を図る。</li> <li>5 地域安全センター（地域における防犯ボランティア活動の拠点）等を活用して、地域が一体となって、交通安全に関する広報啓発活動や交差点等での保護誘導活動を行う。（大阪府） ※地域安全センター設置数（令和2年4月時点合計）：975小学校校区</li> </ol>		



章	1 道路交通の安全	全 機 関
節	1 交通安全思想の普及徹底	
項目	(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
細目	ク その他の普及啓発活動の推進	

〔方針・重点等〕

府民の交通安全意識の高揚と交通安全の自助努力の習慣化を働きかけ、高齢者交通安全マークの普及及び反射材の効果への理解を高め、反射材用品の普及促進等を図る。

「交通事故・違反の抑止」「交通マナーの向上」「運転管理者による管理の意識付け」を目的として、大阪府無事故・無違反チャレンジコンテスト実行会の主催による無事故・無違反チャレンジコンテストを実施し、事業所等の参加を奨励する。

〔事業計画の概要〕

1 交通安全教育用視聴覚教材等の貸出（大阪府）

(1) 保有数 DVD 30本（令和2年4月現在）

(2) 分 野 一般向け

2 大阪府無事故・無違反チャレンジコンテスト（大阪府無事故・無違反チャレンジコンテスト実行会主催）

(1) 交通事故・違反防止活動

事業所の運転者及び従業員を対象とした、交通事故・違反の防止並びに模範運転の実践活動を積極的に展開する。

(2) 交通安全意識の高揚活動

事業所が一体となった実践的な安全教育・広報活動等を実施し、併せて地域における交通安全大会等への参加活動を促進する。

(3) コンテスト参加車両の表示

参加運転者の使用車両にステッカーを表示させ、参加意識・模範運転の高揚等を図る。

○第14回(令和元年度) 無事故・無違反チャレンジコンテスト

主催団体	参加事業所等	
	事業所数	人員
大阪府無事故・無違反 チャレンジコンテスト実行会	2,581	105,015